大阪市告示第1351号

計量法(平成4年法律第51号)第19条及び第21条の規定により特定計量器(取引や証明等に使用するはかり)の定期検査を実施する。

令和7年9月30日

大阪市長 横 山 英 幸

1 実施区域

平野区

2 対象となる特定計量器

質量計(ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもり)

3 検査の期日及び場所

令和7年

検査月日	曜日	検査場所	所在地
11月4日	火	平野区役所(1階ピロティ)	背戸口3丁目8番19号
11月5日	水	平野区役所(1階ピロティ)	背戸口3丁目8番19号
11月10日	月	長吉中学校 (東門付近)	長吉長原東1丁目6番15号
11月12日	水	加美北小学校(北東門付近)	加美北7丁目4番10号
11月17日	月	加美南部小学校(南門付近)	加美南1丁目9番17号
11月19日	水	喜連小学校(南門付近)	喜連7丁目6番4号
11月20日	木	喜連小学校(南門付近)	喜連7丁目6番4号

検査時間は各日、午前10時30分から午後3時まで

- ※車両を使用して検査対象となる特定計量器を検査会場へ持参する際は、会場近隣 の駐車場を利用されたい。
- ※検査場所周辺が車両通行禁止区域に指定されている場合もあるため、十分注意されたい。
- 4 検査が中止となる事項

検査月日当日の午前7時以降検査時間前に大阪管区気象台が大阪市内に「暴風

警報」もしくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表されている場合は検査月 日当日の検査を中止する。

また、検査時間内において同警報が発表された場合は、発表時点から検査月日 当日の検査を中止する。

その他、定期検査を中止するときは、大阪市ホームページ等で掲載する。

5 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

6 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」(電話06-6577-5884)まで問い合わされたい。

(経済戦略局計量検査所)